

生活支援員だより

第14号



発行月 2011年3月

発行 (社福) 広島県社会福祉協議会

〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2
広島県社会福祉会館内

広島県福祉サービス利用援助センター「かけはし」

Tel(082)254-2300 Fax(082)256-2228

今年度を振り返って ~2010年度も残り1か月をきりました~

2009年度から全市町社協実施となり、もうすぐ2年が過ぎようとしています。

3月は今年度の振り返りと次年度に向けた準備を行う月でもあります。

みなさんの意見を活かしながら、よりよい事業運営をめざしていきたく思いますので、今後とも、ご協力をお願いいたします。

1年間、ご協力
ありがとうございました

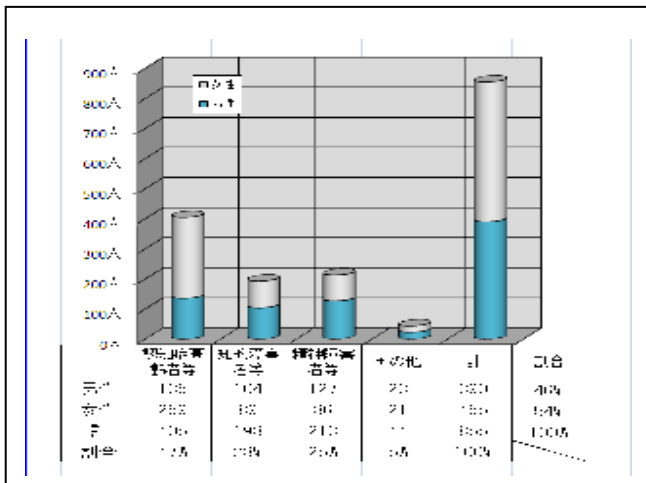


広島県内の「かけはし」の実施状況について

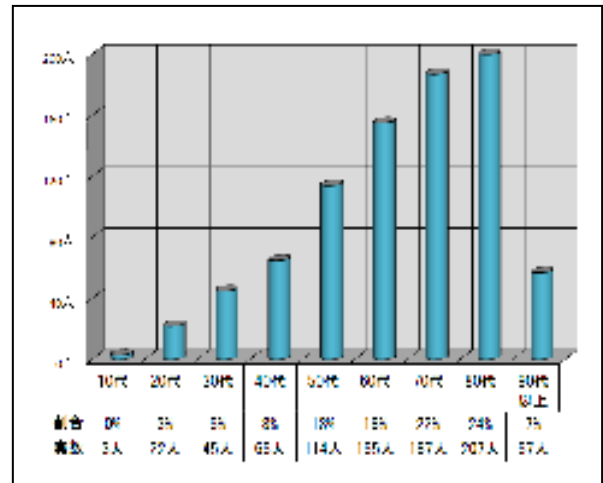
2010年12月末の広島県内の利用者は、認知症高齢者等 405人・知的障害者等 193人・精神障害者等 213人・その他 44人の合計 855人です。

専門員 47人、生活支援員（登録者）372人で支援を行っています。（※広島市の利用者も含まます）

【実利用者の類型・性別】



【実利用者の年代】

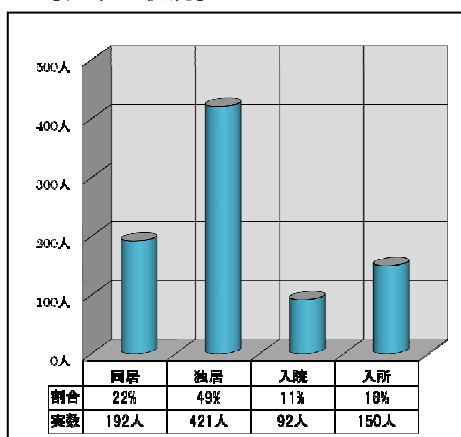


2010年版「世界保健統計」によると、日本の男性の平均寿命は79.59歳、女性の平均寿命は86.44歳であり、いずれも4年連続で過去最高を更新しています。

特に、女性は25年連続で長寿世界一です。（男性は前年の4位から5位になっています）

「かけはし」利用者も約3割が80歳以上です。また、70歳以上の利用者が半数以上を占めています。男性より女性の利用者が多いのも平均寿命が影響しているようです。

【世帯の状況】

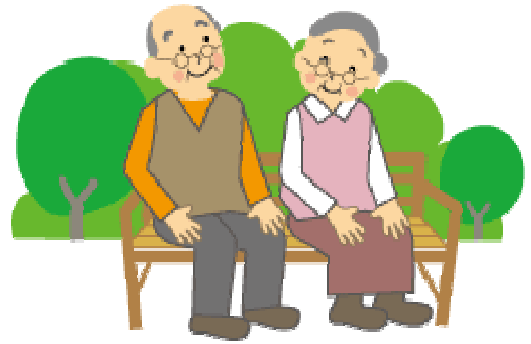


「国民生活基礎調査（2000年、2009年）」によると、全国の単独世帯は、1980年の640世帯であったのに対し、2009年には約2倍の1,200世帯になっています。特に高齢者世帯でみると、単独世帯は、1980年の91世帯から約5倍の463世帯に増加しています。

「かけはし」でも単独世帯の利用者が約半数を占め、近くに親族等の支援者がいないなどの理由で、「かけはし」契約となるケースも少なくありません。

※グラフは県内の利用者状況（2010年12月末現在）を示しています。

介護保険制度と「かけはし」



介護保険制度が導入されてから10年が過ぎました。「かけはし」と介護保険制度は、深く関係しています。日常の支援では、金銭管理が注目されがちですが、「福祉サービスの利用援助」を行うのが、「かけはし」本来の目的です。

「かけはし」が開始された背景を振り返ってみると、介護保険制度が導入されたことで、介護サービスを利用するためには、利用者が自分で選択し、サービスの提供者と契約を結んで利用する仕組みに変わりました。

そのなかで、高齢や障害などにより、福祉サービスや介護サービスの利用申込み、契約が自分ひとりでは難しい、また日常生活に不安があり、ひとりでいろいろな福祉サービスを利用することが困難な人への対応をどうするかといった問題が生じました。

判断能力が不十分であっても、地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための支援が行えるよう「かけはし」が始まりました。

現在、2012年の介護保険法改正について議論されているところですが、2010年11月30日の社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」で、認知症高齢者の対応に関して、日常生活自立支援事業について明記されていたのでご紹介します。

【認知症を有する人への対応】（抜粋）

現状とこれまでの対応

高齢者の権利擁護に関しては、家族や介護サービス従事者等による虐待防止等の取組の推進、地域包括支援センターによる権利擁護事業の推進、都道府県による権利擁護相談・支援体制の構築が図られるとともに、成年後見制度の利用に関する支援の実施が行われてきたところである。

今後の対応

認知症高齢者や独居高齢者の増加を踏まえると、日常の生活に関わりの深い身上監護（介護サービスの利用契約の手助け等）に係る成年後見の必要性が高まることが予想されるが、平成21（2009）年における成年後見関係事件の申立件数は約27,000件にとどまっている。

今後は弁護士などの専門職後見、社会福祉協議会などの法人後見、日常生活自立支援事業に加え、身上監護を中心に、研修を受けた市民後見人が高齢者を支援できるよう、総合的な権利擁護の体制整備を支援していくことが必要である。

認知症高齢者は、今後、高齢化のさらなる進展に伴い、急速に増加していくことが見込まれています。全国の日常生活自立支援事業の利用者（2010.11月末現在）34,273人のうち、18,412人（53.7%）が認知症高齢者です。知的障害者6,843人（20.0%）、精神障害者7,130人（20.8%）、その他1,888人（5.5%）と比較すると、その傾向がよくわかります。

これは、都道府県政令指定都市別に比較しても、ほぼ共通していますが、島根県・大阪府堺市では知的障害者が、愛媛県・宮城県仙台市では精神障害者が最も高い割合になっています。

また、広島県内では、現在「かけはし」から成年後見制度に移る利用者が増加しつつあります。これは、「成年後見制度」の情報を得る機会が増えてきたこともあるようです。

「成年後見制度」については、各地で、さまざまな専門職団体により啓発活動が行われています。ぜひ、「成年後見制度」に関する研修やセミナーに積極的に参加してください。

※研修やセミナーの開催については、随時、みなさんにお知らせします。

プチ☆成年後見制度講座

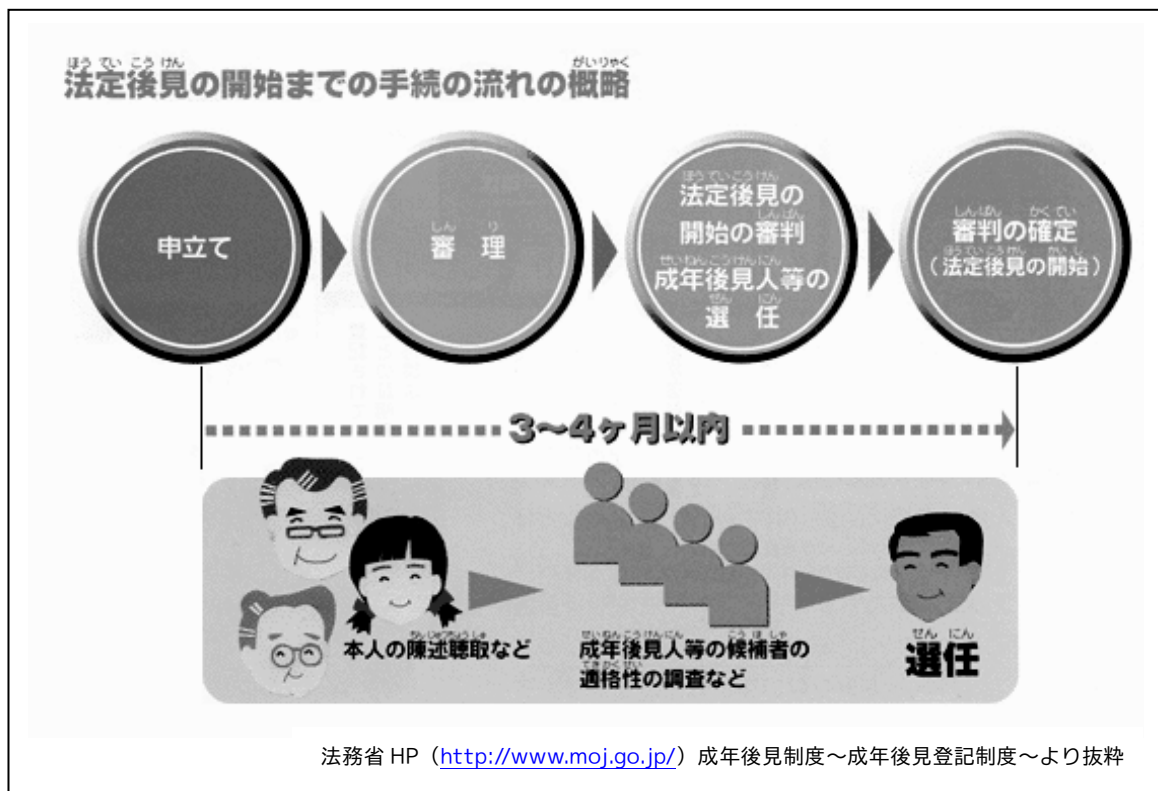
成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人が、いろいろな手続きや契約をするときに、不利な契約を結んでしまわないように支援し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度です。

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。ここでは、法定後見制度について、ご紹介します。

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないで行った不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

法定後見制度開始までの流れは、次のようになっています。



法定後見制度を利用するには、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に後見開始の審判等を申し立てる必要があります。手続きの詳細については、管轄の家庭裁判所にお問い合わせください。

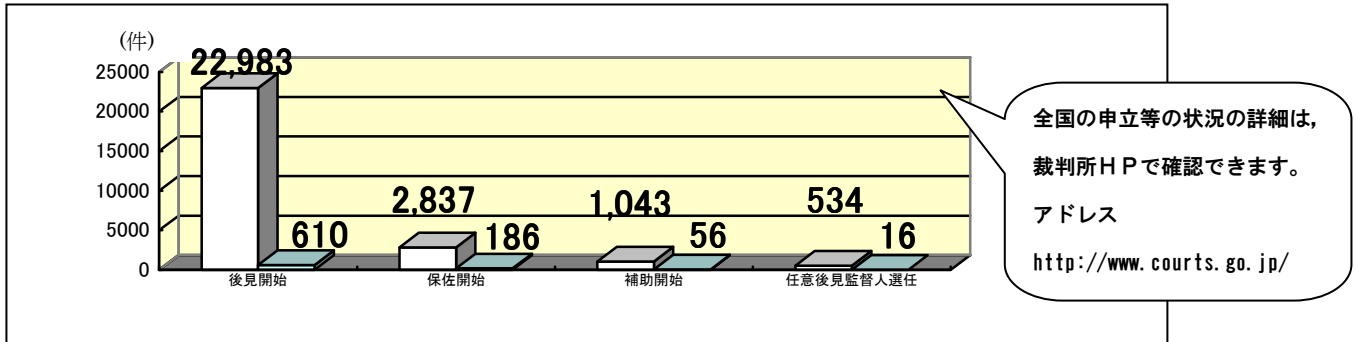
◇広島家庭裁判所◇

庁名	所在地	電話	管轄区域
本庁	広島市中区上八丁堀 1-6	082-228-0563	広島市全区、廿日市市、東広島市、大竹市、安芸高田市（八千代）、三原市（大和）、安芸郡、山県郡
呉支部	呉市西中央 4-1-46	0823-21-4992	呉市、江田島市、竹原市、豊田郡
尾道支部	尾道市新浜 1-12-4	0848-22-5286	尾道市、三原市（大和を除く）、世羅郡世羅町（世羅西を除く）
福山支部	福山市三吉町 1-7-1	084-923-2806	福山市、府中市、三次市（甲奴）、庄原市（総領）、神石郡
三次支部	三次市三次町 1725-1	0824-63-5169	三次市（甲奴を除く）、庄原市（総領を除く）、安芸高田市（八千代を除く）、世羅郡世羅町（世羅西）

広島県の成年後見の申立件数は、約1割増加している！！

～成年後見関係事件2009年1月～12月の申立件数より～

広島県の申立件数は、後見開始が610件（前年比104%）、保佐開始が186件（前年比127%）、補助開始が56件（前年比106%）、任意後見監督人選任が16件（前年比266%）の合計868件（前年は792件）となっており、対前年比9.6%の増加となっています。全国の合計は27,397件（前年は26,459件）であり、対前年比3.5%の増加となっており、申立件数は全国的にも年々増加しています。



申立て手続きについては、提出書類の準備が煩雑だったり、申立人がいないなどの理由で、なかなかスムーズに行えない現状もありますが、提出書類の簡素化や「申立ての手引」によるマニュアル化、第三者（弁護士や司法書士、社会福祉士など）による支援により、少しずつ使いやすいものになっています。

（※「申立ての手引」は、管轄の家庭裁判所の窓口に設置されています）

生活支援員の広場

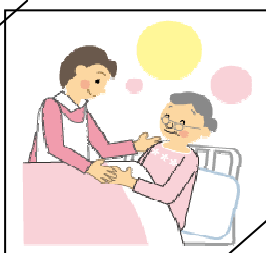
『生活支援員』について、いろいろ教えてください～！！

生活支援員さんにインタビュー～♪

『生活支援員をやっていて、よかったなあと感じる瞬間って…??』

支援で温かいねざらいと感謝の言葉を聞くと、暑さも寒さも吹き飛んで、つい抱きしめてあげたり、握手をしています。

元気を互いにもらっています。また、長期間関わっている利用者さんもいらっしゃいますが、自立した安心した生活をしているのを見ると支援員をしていて良かったと思います。
（府中市・女性）



認知症がだんだん進んで、名前を呼んでもらえなくなってきたにも関わらず、

- ・毎回、心待ちにしてくださる
 - ・せっかく来てもらったのに、何もおかまいできなくて…といつも気を遣ってくださる
 - ・あなたのやさしい笑顔がかわいいねと喜んでくださる
 - ・帰るときはいつもエレベーターまで見送って「ありがとう」と言ってくださる
- そんな素敵な利用者さんに恵まれて、こちらが感謝・感謝！！いつまでも会話が出来ますように…（庄原市・女性）

《みなさまの声をお待ちしています！！掲載してほしい情報など、ぜひ、意見等をお寄せください》

お問い合わせ先：広島県福祉サービス利用援助センター TEL：082-254-2300 FAX：082-256-2228